

豊中市の生産緑地地区の指定基準を見直しました！！

これまで生産緑地に指定ができなかった農地も指定できる場合があります。
（300㎡未満の農地（おおむね100㎡以上）でも指定できる場合があります）

生産緑地を含む都市農地の減少など、近年の都市農地を取り巻く環境を踏まえ、生産緑地の指定を推進するため、指定基準を見直しました。

見直し前

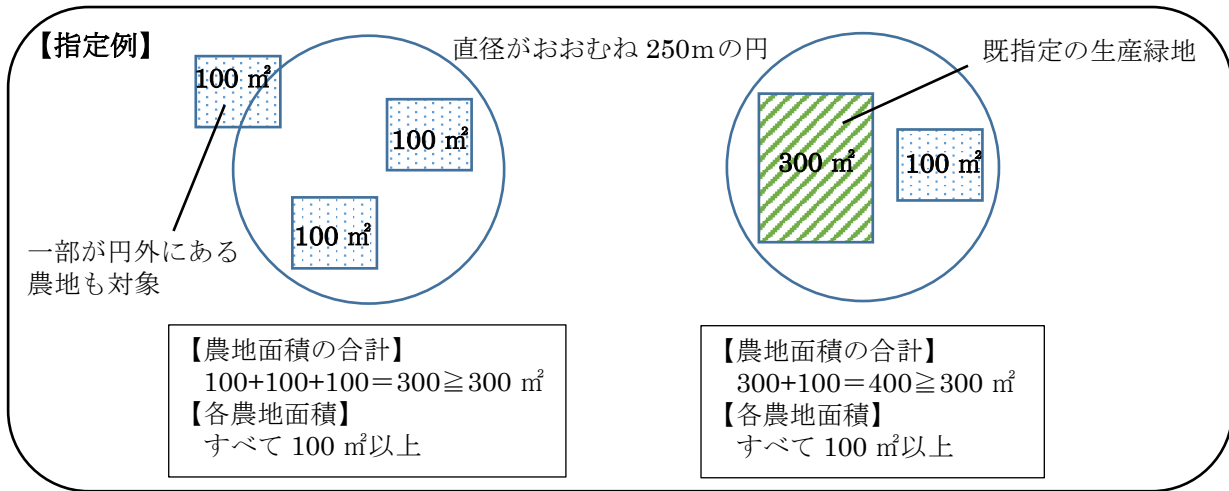
単独もしくは隣接している農地同士などで300㎡以上あるものに限定 ※1



見直し後（追加）

離れている農地同士でも、下記の要件すべてに該当するものは対象 ※1

- 要件①：直径がおおむね250mの円内に存する複数の農地で構成されるものの農地の規模（面積）の合計が300㎡以上
- 要件②：各農地の規模（面積）がおおむね100㎡以上



※1：このほかにも、農地としての適正管理など、生産緑地地区の指定には要件があります。（詳細は市ホームページをご覧ください）

※：生産緑地の新規指定を希望される方は、手続き（審査）が必要です。（手続きの受付期間は例年5月頃。要事前予約。必要書類あり。詳細は広報とよなか（5月号掲載予定）または市ホームページ（4月頃掲載予定）をご覧ください。）

指定基準の見直しに関する問合せは、下記までお願いします。
また、要件に該当するかなどのご相談は、手続きの受付期間前でも受け付けておりますので、下記までご相談ください。

【問合せ先】〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
 豊中市 都市計画推進部 都市計画課 都市計画係
 TEL06-6858-2089、2090